



地域包括支援センター引野



2018年秋号

編集・発行

★福山市地域包括支援センター引野
2018(平成30)年9月発行

お知らせ

★在宅ケアカフェ開催

今年度も東部地域の3包括(地域包括支援センター南蔵王, 坪生, 引野)は、在宅ケアチーム(まるやまホームクリニック, 市内24時間体制訪問看護ステーション, 24時間対応保険調剤薬局の有志グループ)/社会福祉協議会と一緒に在宅ケアカフェを年3回開催しております。

今年度のテーマは

『もしものための話し合いをしてみませんか?』と、言う事で、第1回目は包括坪生が中心となり、アドバンス・ケア・プランニングを少し体験するグループワークに取り組みました。

そこで今回の通信では、アドバンス・ケア・プランニングについてご紹介させていただきます。

A アドバンス 【形容詞】 あらかじめ, 事前の

C ケア

P プランニング ケア計画

略して ACP 【事前ケア計画】

◎もしもの時に備えて、自分の医療に関する希望について前もって文書に残して伝えておく手順(プロセス)です。

もしもの時がいつくるのか、どのようにくるのか、予測がつかないのか…ひとそれぞれ違います。その時に備えて自分自身が望む医療やケアについて、前もって考え、周囲の人と共有することを繰り返し行う取り組みを宜しければ皆さんも行ってみませんか?



*ホームページも見て下さいね

『houkatsuhikino.rgr.jp』

『包括引野』で検索して下さい。

「権利擁護」ってなんだろう? シリーズ⑥

「権利擁護」(けんりようご)と聞いて皆さんはどんなことをイメージされますか?

もしかしたら堅苦しいとか難しい印象を受けられるかもしれませんね(*^_^*)

高齢者や障がい者、児童福祉の現場等で使われることが多い言葉で日常生活の中ではなかなか耳にする機会は少ないと思います。今号では「障害者差別解消法」※について説明します。

※法律上の記載では「障がい」ではなく「障害」という表現になっています。

「障害者差別解消法を知っていますか?」

正式名称は「障害を理由とする差別の解消に関する法律」で、平成28年4月1日からスタートしています。

『障害のあるなしにかかわらず、すべての命は同じように大切であり、かけがえのないものです。ひとりひとりの命の重さは、障害のあるなしによって、少しも変わることはありません。

このような「当たり前」の価値観を、改めて、社会全体で共有していくことが何よりも大切です。

(中略)

この「障害者差別解消法」では、障害のある人に「合理的配慮」を行うことなどを通じて、「社会共生」を実現することを目指しています。』

※内閣府パンフレット「合理的配慮」を知っていますか? 「共生社会の実現のために」の部分より抜粋。



【障害者差別解消法の目的】

「不当な差別的取り扱い」の禁止

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業所が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

「合理的配慮」の提供

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

この法律では、役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意志が伝えられたときに負担が重すぎない範囲で対応する事(事業者においては、対応に努めること)を求めています。

※内閣府パンフレット「合理的配慮」を知っていますか? 「障害者差別解消法では何が求められているのですか?」の部分より抜粋。

【困ったときは…】

障害のある人は、不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど、困ったことがあったら、最寄りの市町村の障害福祉担当部署や相談センターなど、身近な相談窓口にご相談して下さい。

※内閣府パンフレット「合理的配慮」を知っていますか? 「困った時は…」の部分より抜粋。